

中国における現地情報

2021年 9月 14日

株式会社フェアコンサルティング

上原 行雲

サービス貿易等項目の対外支払いの利便化について

国家税務総局及び国家外貨管理局は2021年7月2日に「サービス貿易等項目の対外支払の税務備案（届け出）に関する問題の補足公告」（国家税務総局 国家外貨管理局公告2021年第19号、以下19号公告）を公表しました。

この19号公告の公表により、オンラインによる備案の申請が認められるようになり、かつ、一部のサービス貿易等項目の対外支払いについては備案が不要となりました。主な変更点は以下のとおりです。

変更点	変更前	変更後
同一の契約に関わる支払	支払いの都度、備案を行う	初回の支払いのみ備案が必要
国内再投資の課税繰延	備案必要	備案不要
備案の方法	税務局窓口による申請のみ	税務局窓口による申請の他、電子税務局によるオンライン申請が可能

2つ目の国内再投資の課税繰延とは、国外投資家が中国国内企業より配当を受ける場合に、その配当を中国国内企業に直接投資することで源泉税の課税の繰延を受けることができる措置です。

今回の公告により国内再投資の課税の繰延を受ける際に税務局への備案は不要となりますが、引き続き以下の条件を満たす必要はあります（財税2017年88号、財税2018年102号）。

①	国外投資家が得た配当を以下のいずれかの投資に充てること。 <ul style="list-style-type: none"> - 中国国内の居住企業の増資（払込資本金または資本剰余金の増額） - 中国国内で居住企業の新規設立 - 非関連当事者から中国国内居住企業の株式の買収 - 財政部、税務総局が定めるその他の方式
②	国外投資家が得た配当は中国国内居住企業が実際に実現した留保収益を分配した配当金などであること。

③	<p>(現金配当の場合)</p> <p>国外投資家が得た配当が現金の場合、配当を行う中国国内居住企業の口座から投資先企業または株式譲渡人の口座に直接振り込み、投資を行う前に国内外の他の口座を経由してはならない。</p> <p>(現物配当の場合)</p> <p>国外投資家が得た配当が現物、有価証券などの現金以外の場合、当該資産の所有権は中国国内居住企業から投資先企業または株式譲渡人に直接移転し、投資を行う前に他の企業あるいは個人が所有または一時的に保有してはならない。</p>
---	---

<連載コラム>

中国なんくるないさ～通信 No.5

最近、中国政府があらゆる方面で規制を強めてきていると感じています。例えば、違法な利用者情報の収集を理由に、今年7月には中国ネット配車最大手の滴滴出行 (DiDi) がNY市場への上場後すぐにアプリ配信の停止を命じられました。教育業界方面では、過度な受験戦争を抑制するために、学問教育を行う学習塾や個別指導を行う企業を非営利法人や内資企業に限定し、かつ子供の学習内容を制限する政策を打ち出しました。ゲーム業界に対しても、ゲーム依存等による子供への悪影響を防止するために、未成年者のオンラインゲームを週3時間に制限しました。上意下達の政府方針は大企業から中小企業、そして一般家庭にまで大きな影響を及ぼしています。

もし、日本で上記のような規制を発布したらどうなるのでしょうか？日本国民から総すかんを食らい、政権政党はその地位を失うことになるかと思えます。その点、中国は中国共産党一党独裁ですし、共産党員はほぼ1億人います。共産党の大きな影響力をもってすれば、市場経済のもとで巨大に成長した民営企業や外資企業に対しても、容赦なく政策を公布することができてしまいます。この強制力に対しては賛否両論がありますが、臨機応変な対応が必要となる、新型コロナという特殊な環境下では、管理された社会が適合していると感じる場面もあります。

上述の通り、教育産業にも強烈的な政策を公布する中国政府ですが、中国国民もただ従っているわけではありません。学習塾規制に対応する例として、子供向けの音楽教室に外国人の先生を雇う事で、音楽と同時に外国語を学ばせることで規制を回避する企業があります。また、中国では阿姨 (アイ) さんという家政婦を雇うことが多いのですが、そのアイさんに有名大学卒や多言語能力を求めるなど、家政婦に高学歴のスペックを求める求人などが出てきています。

政府の政策決定のスピード感もさることながら、中国国民の環境変化への対応スピードにも驚かされる毎日です。日系企業においても、これらの環境変化をチャイナリスクとして一面的にとらえるのではなく、リスクを抑えつつ如何に効率的かつ効果的に対応するのか、という点が今後の大きな課題になってくるのではないのでしょうか。